

議案第56号

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について

次のとおり鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた

部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者住宅再建支援事業費補助金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>被災者住宅再建支援事業</u> 市町村の条例で定めるところにより、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表</p>

(1) 自然災害 自然現象（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。）により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するものであって、知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自

の中欄に掲げる交付対象者に対し、同表の右欄に掲げる交付定額（以下「交付定額」という。）以上の被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する事業をいう。

(2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに市町村の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので知事が参加市町村（第11条第1項の規定による参加の申込みをした市町村（同条第4項の規定による脱退の届出をした市町村を除く。）をいう。以下同じ。）に協議して指定したものをいう。

然現象に係るもの

イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域の所在する市町村（以下「被災市町村」という。）の著しい財政悪化を招くおそれのあるもの

(2) 被災者住宅再建支援金 被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。）に対して交付する、同表の第5欄に定める額（以下「交付定額」という。）以上の給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害（自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。）により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅（発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ず

る者として知事が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居宅が半壊し、又はその居宅の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居宅が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。

(5) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの（第3号及び前号に掲げる世帯を除く。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、交付対象者に対し

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、被災者住宅再建支

て被災者住宅再建支援金を交付する被災市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付対象者ごとに交付した被災者住宅再建支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

（基金の積立て）

第6条 略

2 略

3 基金として積み立てる額の合計額は、20億円を目途とする。

（基金の管理）

第7条 略

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

援事業を行う参加市町村に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、支援金の交付定額に交付を受けた者の数を乗じて得た額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

（基金の積立て）

第6条 略

2 略

3 基金として積み立てる額の合計額は、50億円を目途とする。

（基金の管理）

第7条 略

別表（第2条関係）

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅（当該全壊世帯の居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限る。）の建設又は購入（当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したときに限る。以下同じ。）	3年	全壊世帯	2年	300万円 （単数世帯については、225万円）
(2) 全壊世帯の居宅の補修（当該補修について				200万円 （単数世帯につい

別表（第2条関係）

被災者住宅再建事業	交付対象者	交付定額
(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として知事が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。）その他自然災害により居住することが困難となっ	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約（所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあっては、着手とする。以下同じ。）をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とす

<p>契約を締結する 場合にあっては、 発生日以降に当 該契約を締結し たときに限る。 以下同じ。)</p>				<p>ては、150 万円)</p>			
<p>(3) 大規模半壊 世帯の居宅に代 わる住宅（当該 大規模半壊世帯 の居宅の所在す る市町村の区域 内に設置される ものに限る。） の建設又は購入</p>	3年	大規模半 壊世帯	2年	<p>250万円 （単数世 帯につい ては、187 万5,000 円)</p>	<p>た住宅（以下 「全壊住宅等」 という。）に代 わる住宅の新築 又は購入（全壊 住宅等の所在し た市町村の区域 内におけるもの に限る。）</p>		<p>る。）</p>
<p>(4) 大規模半壊 世帯の居宅の補 修</p>				<p>150万円 （単数世 帯につい ては、112 万5,000 円)</p>	<p>(2) 全壊住宅等 の改築又は増築 （全壊住宅等 （当該全壊住宅 等と同一の敷地 内に存する別棟 の浴室及び便所 を含む。）の延 べ面積の5割以 上に相当する部 分を建て替える 場合に限る。）</p>	<p>全壊住宅等 の所有者等</p>	<p>全壊住宅等の改築又は増 築（発生日の翌日から起 算して2年を経過する日 までに当該改築又は増築 について支援金の交付を 受けたい旨の申請があり、 かつ、発生日以降に契約 をして発生日の翌日から 起算して3年を経過する 日の属する月の末日まで に完了するものに限る。） に要する経費の額（全壊 住宅等1戸につき300万 円を限度とする。）</p>
<p>(5) 半壊世帯の</p>	2年	半壊世帯	1年	<p>補修に要</p>			

<p>居宅の補修</p>				<p>する経費 (100万円 (単数世帯については、75万円)を限度とする。)</p>	<p>(3) 全壊住宅等 その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち知事が参加市町村に協議して別に定めるもの</p>	<p>破損住宅等の所有者等</p>	<p>破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあっては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)</p>
<p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が参加市町村に協議して別に定める事業</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める期間</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める世帯</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める期間</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める額</p>	<p>(4) (1)から(3)までに掲げるもの</p>	<p>知事が参加市町村に協議</p>	<p>知事が参加市町村に協議して別に定める額</p>

--	--	--	--	--

ののほか、知事
が参加市町村に
協議して別に定
める事業

議して別に
定める者

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規
定する単数世帯をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。